

基勞補発 0726 第 1 号

平成 23 年 7 月 26 日

社団法人 日本義肢協会

常務理事 脇本千治 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部

補償課長

義肢等補装具費支給要綱の一部改正について

日頃より労災補償行政の運営に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 19 項及び第 76 条第 2 項の規定に基づく「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成 18 年厚生労働省告示第 528 号）の完成用部品が新たに定められたことに伴い、労災保険における義肢等補装具費支給要綱を改正し別添のとおり都道府県労働局あて通知しましたので、貴協会会員に対する周知方をお願いいたします。

基勞補発 0726 第 2 号

平成 23 年 7 月 26 日

社団法人 日本医師会

常任理事 藤川 謙二 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部

補 償 課 長

義肢等補装具費支給要綱の一部改正について

日頃より労災補償行政の運営に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 19 項及び第 76 条第 2 項の規定に基づく「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成 18 年厚生労働省告示第 528 号）の完成用部品が新たに定められたことに伴い、労災保険における義肢等補装具費支給要綱を改正し別添のとおり都道府県労働局あて通知しましたので、御了知いただくとともに、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。



基勞補発 0726 第 3 号

平成 23 年 7 月 26 日

財団法人 労災保険情報センター
専務理事 井谷 徹 殿


厚生労働省労働基準局労災補償部

補 償 課 長

義肢等補装具費支給要綱の一部改正について

日頃より労災補償行政の運営に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 1 9 項及び第 7 6 条第 2 項の規定に基づく「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成 1 8 年厚生労働省告示第 5 2 8 号）の完成用部品が新たに定められたことに伴い、労災保険における義肢等補装具費支給要綱を改正し別添のとおり都道府県労働局あて通知しましたので、御了知願います。



基勞補発 0726 第 4 号

平成 23 年 7 月 26 日

財団法人 労災サポートセンター

専務理事 明 治 俊 平 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部

補 償 課 長

義肢等補装具費支給要綱の一部改正について

日頃より労災補償行政の運営に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 19 項及び第 76 条第 2 項の規定に基づく「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成 18 年厚生労働省告示第 528 号）の完成用部品が新たに定められたことに伴い、労災保険における義肢等補装具費支給要綱を改正し別添のとおり都道府県労働局あて通知しましたので、御了知願います。